

第 54 回 南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第
【電子会議】

日時：令和 3 年 7 月 16 日(金) 18：00～

1 議 題

(1) 市内感染状況を踏まえた本市の対応について

1) 「相双保健所及び南相馬市からのお知らせ」の発行について

(2) その他

【配付資料】

出席者名簿（裏面）

資料1 相双保健所及び南相馬市からのお知らせ（案）

南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	門 馬 和 夫	本部長
2	副市長	林 秀 之	副本部長
3	副市長	常 木 孝 浩	〃
4	教育長	大和田 博 行	〃
5	総務部長	新 田 正 英	本部員
6	復興企画部長兼原町区役所長	星 高 光	〃
7	市民生活部長	佐々木 忠	〃
8	健康福祉部長	岡 田 淳 一	〃
9	こども未来部長	末 永 実	〃
10	経済部長	横 田 美 明	〃
11	経済部理事（農林水産担当）	森 明 修 由	〃
12	経済部理事（企業支援担当）	土 井 義 人	〃
13	建設部長	木 幡 藤 夫	〃
14	総合病院看護部長	小野田 克 子	〃
15	総合病院事務部長	小 迫 佳 行	〃
16	小高区役所長	山 田 利 廣	〃
17	鹿島区役所長	高 野 雅 伸	〃
18	議会事務局長	高 野 公 政	〃
19	教育委員会事務局長	牛 来 学	〃
20	相馬地方広域消防南相馬消防署長	河 村 幸一郎	〃
21	総合病院院長	及 川 友 好	オブザーバー
22	総合病院診療部長	神 戸 敏 行	〃

事務局

	職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部理事（新型コロナ対策担当）	鎌 田 由 光	
2	総務部総務課長	門 馬 哲 也	
3	総務部次長兼秘書課長	丸 山 光 清	
4	復興企画部次長兼企画課長	渡 辺 裕	
5	復興企画部危機管理課長	鈴 木 隆 一	
6	健康福祉部社会福祉課長	木 幡 ゆかり	
7	健康福祉部次長兼長寿福祉課長	稲 村 和 史	
8	こども未来部次長兼こども育成課長	猪 狩 忠 信	
9	教育委員会参事兼学校教育課長	鈴 木 和 一 郎	
10	健康福祉部健康づくり課長	相 良 毅	
11	健康福祉部新型コロナ対策課長	森 修 一	庶務担当
12	健康福祉部新型コロナ対策課対策担当係長	渡 部 直 樹	〃

新型コロナウイルス感染症について

相双保健所 所長 堀切 将

日頃より、相双管内の衛生推進について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

南相馬市におきましては、本年6月下旬ごろより、新型コロナウイルス感染症患者が多数発生しており、不安な日々をお過ごしであるとお察しします。

市民の皆様のご不安を少しでも解消できるよう、相双保健所における新型コロナウイルス感染症対策とその現状について、報告申し上げます。

直近の4週間における陽性者数は60人強であり、クラスターは3件発生しています。その7～8割程度が、スナックやバー、ナイトクラブといった、接待を伴う飲食店での勤務、利用、あるいは利用客が営む飲食店舗の利用により感染しています。私たちの調査によりますと、多くの従業員や利用客が相互に複数の店舗に行き来していたこと、店舗内でマスクを使用していなかったこと、その状態でカラオケを利用していたことなどが分かっており、これらの要素が患者数の増加につながったと推定しています。

保健所では、患者に聞き取り調査を行い、濃厚接触者あるいは接触者の判定を行い、PCR検査を行う日程を調整し、出勤の自粛のお願いをしています。これらの調査や対策については、市民の皆様のご協力が不可欠であり、これが不十分となってしまうと、感染を封じ込めることが難しくなります。

店舗からクラスターが発生した場合に感染者に接触した可能性のある方を把握できず、感染制御が困難であると判断した場合、店舗名を公表することがあります。しかし、今回のクラスターにおきましては、店舗側から利用客に連絡があったり、南相馬市がPCR検査や注意喚起などにご協力頂いたおかげで、感染の可能性のある方をほぼ把握することができているため、店舗名の公表は不要であると判断しました

7月16日現在、新規患者発生数ならびに保健所によるPCR検査数は減少傾向にあります。これは、感染が疑われる方の数が減少していることの表れであり、感染対策が機能していると考えます。

南相馬市では7月31日まで、新型コロナウイルス感染症集中対策が実施されています。市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、なにとぞ、ご協力をお願い申し上げます。

市民の皆様から寄せられるご質問について、Q & A方式でまとめましたので、ご参照ください。引き続き、感染拡大防止にご協力くださるようお願い申し上げます。

Q 1 . 新型コロナウイルスに感染してから回復するまでの経過を教えてください。

A 1 . 症状が出現するのは、感染が起こってから平均で5日程度とされています(図**)。他の方への感染のリスクは、発症する2日前から発症後10日程度と考えられています(図***)。陽性になると入院やホテルでの療養等になりますが、症状が軽快して3日程度経過していること、発症から10日間経過していることの両方を確認した場合に退院、退所となります。退院後もPCR検査で陽性となる期間が続くことがあります、他者への感染力はありません(図****)。

Q 2 . 先日、陽性者と接触があったのですが、直ちに検査を受けるべきですか。

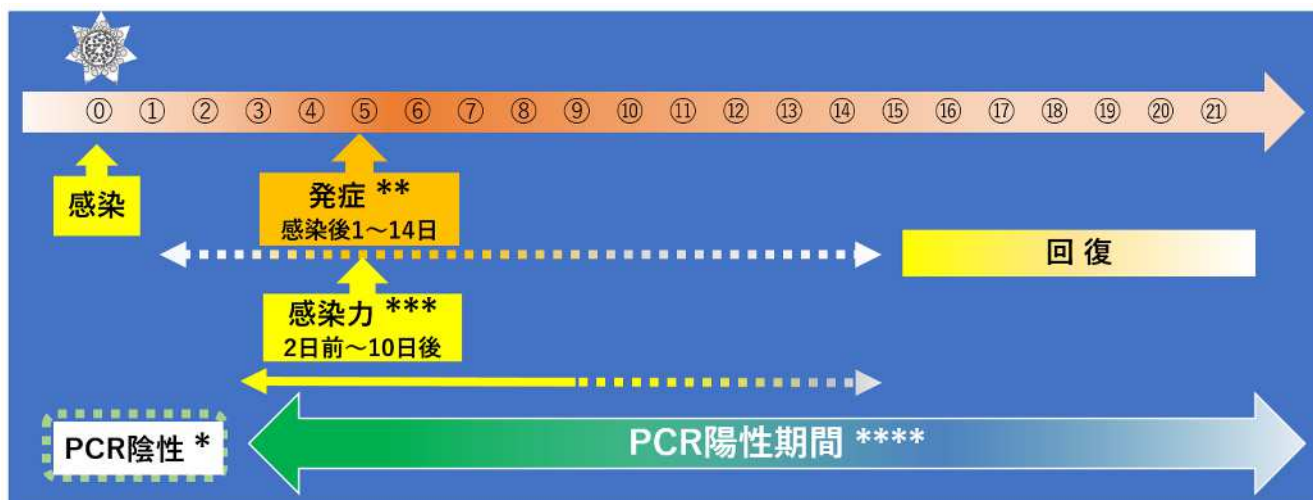
A 2 . 感染して発症まで1日から14日間とされていますが、平均的には5日前後とされています。症状が出ない場合でもPCR検査で陽性になる時期は同様です。保健所が濃厚接触者と判断した場合に、症状がある方にはすぐに検査を実施しますが、症状がない場合には、一定期間空けて検査を実施しています。

Q 3 . 家族のひとりが濃厚接触者となり、PCR検査を受けました。結果は陰性でしたが、残りの同居家族に検査は行わないのですか。

A 3 . 濃厚接触者となられた方が陰性の場合には、その時点でその方から家族の方への感染の恐れはないため検査の必要はありません。濃厚接触者となられている方は保健所から健康観察と外出の自粛をお願いいたします。健康観察期間中に発症した場合の家族への感染を防ぐため、家族との距離を置くなど感染対策をお願いすることになります。ご心配な状態であると思いますが、PCR検査の目的や性質をご理解いただきますとともに、濃厚接触者のご家族との不要な接触は避けていただくよう、ご配慮をお願いします。

Q 4 . 感染拡大を防ぐために、何をすべきですか。

A 4 . 人と接触のある場合はマスクの着用、人と接触をした後には手洗いを行うこと、これが最も重要です。飲食店を利用する場合、感染対策が行われている店舗を利用し、かつマスクの使用などを心がけていただくようお願いします。



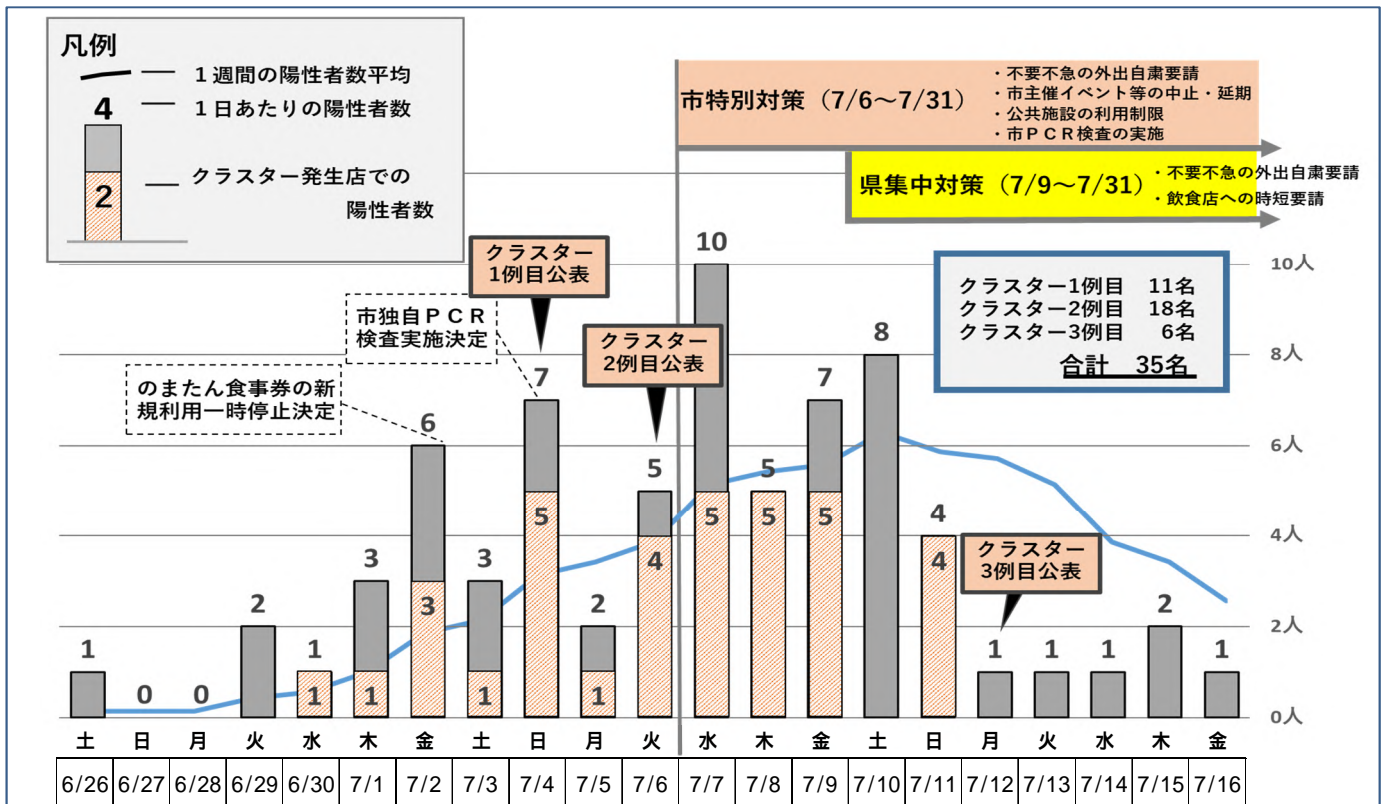
図：新型コロナウイルスの感染から回復までの経過（日数は平均的な数値です）

問合せ先
 福島県相双保健所
 電話：0244-26-1323

南相馬市からのお知らせ

< 新型コロナウイルスの市内感染状況及び市の対応等 >

- 7月4日と6日に立て続けに接待を伴う飲食店のクラスターが発表され、市内で新型コロナウイルスの感染が急拡大。
- 7月6日、この事態を市内の感染拡大の「非常事態」と位置づけ、7月31日までを期間として、市民に対する不要不急の外出自粛の要請、市主催イベントの中止・延期、公共施設利用制限、市PCR検査の開始など、市独自の「特別対策」を決定。
- 同日、市と相双地方振興局と合同で、原町区内の接待を伴う飲食店への注意喚起の巡回活動を実施。
- 7月7日、県知事に対し、接待を伴う飲食店等に対する時短営業を要請。
- 同日、県が、7月9日から8月1日午前5時までを期間として、市内全域の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請を決定。
- 7月8日及び7月15日、市と相双地方振興局と合同で、市内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店への注意喚起、時短営業の確認のため巡回活動を実施。
- 7月12日、3例目となる接待を伴う飲食店のクラスターが発表される。
- 6月26日から7月16日までの21日間で70名の陽性者が判明。
- 70名中、半数の35名が接待を伴う飲食店クラスターによる感染であり、そのほかにも、飲食店由来の感染が疑われる陽性者が一定数確認されている。
- 市の特別対策、県による飲食店への時短要請、相双保健所による濃厚接触者等の囲い込み等を素早く講じることができたこと、また、市民の皆様のご協力をいただいたことにより、現時点では、感染の急拡大の波を抑えることができていると認識。
- なんとか期間内に感染拡大を収束させ、この間にワクチン接種を進めたい。なお、本市では、希望される方が接種するために必要なワクチン量の確保に目途が立っている。



県公表資料を基に作成

令和3年7月16日 午後7時00分現在

発熱等トリージ外来の臨時開設

市では、相馬郡医師会南相馬支部及び市立総合病院の協力のもと、
7月23日(祝)、8月8日(祝)に発熱等トリージ外来を**臨時開設**します。

【対象者】南相馬市、飯舘村及び浪江町に居住する方又は南相馬市に所在する事業所等に
通勤(通学)する方で、発熱を有する高校生以上の方

【受付方法】必ず事前に電話で予約してください(完全予約制)

【電話番号】0244-22-3185

【受付時間】9時から正午まで 診察は午後

【診療場所】市立総合病院敷地内 仮設診療室(救急外来駐車場に設置)

南相馬市PCR検査の拡充・延長

県が実施する行政検査及び保険診療のPCR検査の対象とならない無症状の方を
対象に、保健所と連携し独自のPCR検査を実施しています。

市内3例目となる接待を伴う飲食店のクラスター発生を受け、**感染を心配される
方に広く検査を受けていただけるよう、PCR検査の対象を酒類の提供を行
う飲食店の従業員及び利用者**に**拡充し、申込期間を延長**しました。

PCR検査は、市の指定する日時・場所でお一人お一人の時間帯をずらし、ドライブスルー
方式等、個人のプライバシーに配慮した中で実施します。

【対象者】

1. 原町区に所在する接待を伴う飲食店の従業員及びその利用者
2. 原町区に所在する主に酒類の提供を行う飲食店の従業員 <拡充>
3. 原町区に所在する主に酒類の提供を行う飲食店を利用した者で次に該当し感染を心配
する方 <拡充>
 - ・大人数(5人以上)又は普段一緒にいない方との飲食を伴う会食に参加した利用者
 - ・ただし、令和3年6月28日(月)から従事実績のある方及び利用された方に限る。

【申請期間】令和3年7月6日(火)~令和3年7月20日(火) <延長後>

【申請方法】申込書に必要事項を記載し申請(電話・メール・ファックス・郵送可)

【電話受付】9時から17時まで(平日)

【費用】無料(自己負担なし)

【その他】詳しくは健康づくり課(23-3680)へお問い合わせください。

南相馬市 新型コロナウイルス

7月31日(土)まで

非常事態

不要・不急の外出は自粛してください!

- ・市内飲食店への午後8時までの時短営業要請に御協力ください。
- ・大人数、普段会わない人との会食を自粛してください。
- ・各事業所、団体での感染対策をしっかりと行ってください。